



見えない・見えにくい児童生徒への学力検査

新年度がスタートして2か月が経ちました。NRT テストや全国学力テストなどを実施した学校もあるかと思えます。児童生徒の傾向や特性を知るために実施される検査になりますが、弱視・全盲の児童生徒の場合にはどのように実施しているのでしょうか？

今回は合理的配慮を行う法的根拠や視覚に関する配慮事項についてお伝えします。

検査時に合理的配慮を行う法的根拠

2013年に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では、差別解消を進めるための2つの方策が示されています。

①差別的取扱いの禁止

行政機関や民間事業者が事業を行なう際、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることで障害者の権利利益を侵害してはならない。

②合理的配慮の不提供の禁止

行政機関等が事業を行なう際、障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思の表明があった場合、実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁を除去するために合理的な配慮をしなければならない。

つまり、私立以外の小学校・中学校・高校・特別支援学校は、行政機関（地方公共団体）が設置する学校に該当し、合理的配慮の不提供の禁止は法的義務となっています。可能であるにも関わらず、学力検査等に合理的配慮を実施しないことは法律違反に当たります。

大学入学共通テストでの視覚に関する配慮事項

では、視覚に関する合理的配慮とはどのようなものなのでしょうか。大学入試共通テストに挙げられている「受験上の配慮」を見てみましょう。

弱視生徒…文字解答（マークシート回答ができないとき）、拡大文字問題冊子（14ptまたは22pt）、時間の延長（1, 3倍）、別室受験、視覚補助具の持参使用（ルーペ、拡大読書器など）、座席位置の指定、照明器具の使用、英語リスニング機器の操作補助など

全盲生徒…点字解答、時間の延長（1, 5倍）、別室受験、点字問題冊子、解答に必要な点字器（パーキンスブレイラー、そろばん等）の持参使用、英語リスニング機器の操作補助など

拡大文字問題、点字問題は通常の問題よりもページ数が多くなることや、視覚に障がいのある児童生徒は図の読み取りに時間がかかることから、時間の延長が配慮事項として認

められています。その他の配慮についても、障がいによっての不利益がないように認められたものです。ただし、これらの配慮を受ける際には、学校における「これまでの取り組み」等の資料を提出する必要があります。学校での学力検査等に合理的配慮を行っていない場合には、児童生徒の受験時に配慮が認められない場合もあるということです。

合理的配慮を行う法的根拠や、大学入試共通テストでの配慮事項については、以下に URL を記載しましたので詳しくはそちらをご覧ください。

実際に児童生徒の見え方によって必要な配慮は変わってくるため、どこまでが必要な合理的配慮なのか迷われる場合もあると思います。そのような時には視覚支援センターが判断のお手伝いをいたします。いつでもお声がけください。

児童生徒が障がいを理由として、進路選択の幅を狭めたり、あきらめたりすることがないように、学校としてできることを支援していきましょう。

参照 URL

合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/01.html#jyouyaku

令和3年度大学入学共通テストにおける受験上の配慮について

https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken_jouhou/R3_hairyo_.html